

65歳以上の皆さんへ

介護保険料の お知らせです

令和7年度 仮算定版



仮算定と本算定

納めていただく介護保険料の金額は、前年の所得や本人および世帯の市民税課税状況などにもとづいて決まります。前年の所得が確定するのは毎年6月頃のため、4月～6月までの間は、前々年の所得で仮に算定した保険料額を納めていただきます（仮算定）。

また、7月～翌年3月までの保険料額は、確定した前年の所得等にもとづいて決まります（本算定）。本算定で確定した令和7年度の保険料については、7月中旬頃にあらためて各個人宛に「介護保険料額決定通知書」を送付いたします。

東 大 阪 市

この通知書が届いた方の 4月～6月の介護保険料は、口座振替 または納付書で納めていただきます。(普通徴収)

■令和7年度の保険料額

所得段階	対象となる方（ ・今回の通知書に記載されている「基準判定所得」は、前々年（令和5年中）の所得です。 ・転入等で、所得情報の確定前に通知書を送付する場合は、暫定の段階でお知らせしています。）			保険料	
				割 合	年 額
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計が年間80万9千円以下の方			基準額 × 0.285	24,257円
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯に いる方全員が 市民税非課税	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が 年間80万9千円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.435	37,023円
第3段階			上記（第1段階、第2段階）以外の方	基準額 × 0.685	58,301円
第4段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる	本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が 年間80万9千円以下の方	基準額 × 0.87	74,046円
第5段階 （基準額）			上記（第4段階）以外の方	基準額	85,110円
第6段階	本人が市民税課税	本人の「合計所得金額」が年間120万円未満の方		基準額 × 1.15	97,877円
第7段階		本人の「合計所得金額」が年間120万円以上210万円未満の方		基準額 × 1.30	110,643円
第8段階		本人の「合計所得金額」が年間210万円以上320万円未満の方		基準額 × 1.50	127,665円
第9段階		本人の「合計所得金額」が年間320万円以上400万円未満の方		基準額 × 1.70	144,687円
第10段階		本人の「合計所得金額」が年間400万円以上500万円未満の方		基準額 × 2.10	178,731円
第11段階		本人の「合計所得金額」が年間500万円以上600万円未満の方		基準額 × 2.30	195,753円
第12段階		本人の「合計所得金額」が年間600万円以上700万円未満の方		基準額 × 2.40	204,264円
第13段階		本人の「合計所得金額」が年間700万円以上800万円未満の方		基準額 × 2.50	212,775円
第14段階		本人の「合計所得金額」が年間800万円以上900万円未満の方		基準額 × 2.60	221,286円
第15段階		本人の「合計所得金額」が年間900万円以上1000万円未満の方		基準額 × 2.70	229,797円
第16段階		本人の「合計所得金額」が年間1000万円以上1200万円未満の方		基準額 × 2.80	238,308円
第17段階		本人の「合計所得金額」が年間1200万円以上1500万円未満の方		基準額 × 2.90	246,819円
第18段階		本人の「合計所得金額」が年間1500万円以上の方		基準額 × 3.00	255,330円

※ 世 帯・・・・・・・・原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・到達日現在の世帯となります。

※ 公的年金等収入額・・・税法上課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

※ 合計所得金額・・・・・・合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定される金額（年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額）で、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を差し引く前の金額です。
また、「合計所得金額」は所得税や住民税の課税決定に用いられる「総所得金額等」とは異なり、土地・建物や株式の譲渡所得の場合は純損失・雑損失等の繰越控除適用前の金額をいいます。
なお、保険料の算出に用いる合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。さらに、第1段階から第5段階までの方は、年金収入に係る所得を控除した額（平成30年度税制改正に伴う、給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮）となります。

この通知書が届いた方の令和7年度の保険料徴収方法

1 老齢福祉年金・恩給等を受給されている方

2 老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金の受給額が年額18万円未満、または年金を受給していない方

3 今年の2月までに転入された方、および満65歳になられた方

このうち老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金の受給額が

年額18万円未満の方

年額18万円以上の方

※年金事務所(旧社会保険事務所)に届け出を済ませていることが原則です。

4 今年の2月以降に転入された方、および満65歳になられた方

4月～6月は普通徴収、7月以降は決定通知書によりお知らせします。(7月中旬発送予定)

仮算定保険料

4月～6月分の保険料は、令和5年中の所得をもとに仮に算出した金額を納めていただきます。

本算定保険料

7月～翌年3月分の保険料は、7月に確定する令和7年度の年間保険料額から、仮算定保険料を差し引いた残りの額を、7月～翌年3月に割り振って納めていただきます。

令和7年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年	1月	2月	3月
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●		◎		◎		◎		◎		
●	●	●	●	●	●	●	◎		◎		◎		

● 普通徴収 ◎ 特別徴収(年金からの天引き)

8月または10月から特別徴収に切り替わります。 ※口座振替をご利用の方は、特別徴収に切り替えることによる口座振替停止の手続きは不要です。

介護保険料の納付は、便利で安心な「口座振替」で!

口座振替による保険料納付は、手間がかからず便利で安心です。
「つい、うっかり」の納め忘れありません。

**手続きは
簡単!!**

- 口座振替申込書(黄色の表紙・4枚1組)
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳届け出印)
- 納付書など被保険者番号のわかるもの



これらを持って、金融機関、郵便局の窓口で手続きをしてください。

振替日は、毎月末日(土曜日・日曜日・祝日のときは翌営業日)です。

振替開始前の納期分は納付書で納めてください!

※申込書を提出してから**1～2ヵ月で**口座振替が開始されます。開始月の中旬に「**口座振替開始通知**」でお知らせします。
※口座振替開始までの納期分や、残高不足などにより振替できなかった場合などには、納付書で納めることになります。

- キャッシュカードでお申し込みができるペイジー口座振替受付サービスのご利用が可能になりました。
- パソコンや携帯電話から簡単に口座登録ができる web 口座振替受付サービスもご利用可能です。詳しくは市ウェブサイトをご参照ください。

介護保険料を 納めないでいると

特別な理由もなく保険料を滞納すると、延滞金が発生し、さらに滞納処分(差押え等)を行う場合があります。
また、その期間に応じて次のような措置がとられる場合があります。
保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

保険料を 1年以上滞納すると

サービスを利用するとき、いったん費用の全額を自己負担することになります。申請により、後で保険給付分が支給されます。

保険料を 1年6ヶ月以上滞納すると

サービスを利用するとき、いったん費用の全額を自己負担することになります。申請後も、保険給付分の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料にあてられることがあります。

保険料を 2年以上滞納すると

時効により、未納期間の保険料を納付することができなくなります。サービスを利用するときには一定期間、利用者の負担額が1割または2割負担の方は3割に、3割負担の方は4割に引き上げられます。一定の負担額を超えた場合に支給される高額介護サービス費なども受けられなくなります。

納付が難しいときは、まずご相談を

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料を減免できる場合があります。納付が難しいときは、まずは窓口までご相談ください。

介護保険料の豆知識

◆介護保険のサービスを利用していないのに、保険料を納めるのですか？

サービス利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の方は全員が保険料を納めることになっています。介護保険は支え合いの制度です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用するためにも、納付をお願いいたします。



◆介護保険のサービスを利用しなければ、納めた保険料は返してもらえるのですか？

保険料は、東大阪市で必要なサービスをまかなう大切な財源となっています。サービスを利用しなくても、保険料をお返しすることはありません。

◆介護保険に入ったら、健康保険の保険料は納めなくてもよいのですか？

介護保険と健康保険(医療保険)は、全く別の制度です。介護保険では介護サービス、健康保険では医療サービスを受けるしくみです。そのため、介護保険料を納めていても、健康保険料を納める必要があります。



介護保険料の
お問い合わせは

東大阪市役所 福祉部 高齢介護室 介護保険料課

住所 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3188 (直通電話) FAX 06-4309-3814